

# 令和3年度 千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託 (千葉市「食のブランド化」推進事業) 仕様書

## 1 委託業務名

令和3年度千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託(千葉市「食のブランド化」推進事業)

## 2 適用範囲

本仕様書は、千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託に当たり、受託者が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

## 3 事業目的

令和元年度に策定した「千葉市『食のブランド』戦略(提言)」に基づき、本市の食のブランド確立への中長期的な取り組みを通じ、市産品の高付加価値化及び市内事業者の競争力強化を推進するため、令和2年度に立ち上げた「千葉市食のブランド『千』」の市内外への知名度向上を図るとともに、高付加価値商品として認定品及び認定サービス(以下「認定品」という。)の市内外における販路確保を目指す。

本事業においては、下記に掲げるKPI達成に向け、市内事業者の育成や競争力強化に向けた取り組みや、認定事務局の運営により、令和3年度新規認定品の創出を図るとともに、認定品の周知広報物の作成や、認定品の販路拡大に向けた事業者への支援を一貫して実施する。

## 4 委託期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日までとする。

なお、納期内であっても、委託業務のうち完成したものについて、市は受託者に提出を求めることができる。

## 5 KPI(重要成果指数)

千葉市食のブランド「千」認定品数 令和3年度新規認定10件以上

## 6 委託業務の内容

### (1) 市内事業者の育成及び競争力の強化に向けた取り組み

農業者、食品製造業者、食関連サービス事業者等の食に関わる事業者を対象に、新たな認定品発掘のための事業者育成・競争力強化を目的としたセミナー等の企画・運営や、伴走型支援を行う。

#### ア セミナー及びワークショップの企画運営

##### (ア) 対象

農業者、食品製造(加工)事業者、食関連サービス事業者等、市内の食に関わる事業者

##### (イ) 内容

- a 市内事業者の育成及び競争力強化に資するテーマのセミナー及びワークショップとすること。

なお、テーマは毎回異なるものとし、本ブランドの根幹となるSDGsをテーマとするも

のを1回は企画すること。

- b 上記開催と併せ、本ブランド認定制度、申請方法等に関する説明会を実施すること。
- c 会場内に申請を希望する事業者が個別に相談できる場を設けること。
- d 参加者へのアンケート作成、集計及び分析を行うこと。

(ウ) 開催回数

セミナー及びワークショップ 計2回以上

(単日完結、複数回連続開催は問わない)

(エ) 会場

開催会場並びにプロジェクター、スクリーン、マイク等の備品は市が確保することを想定しているが、応募者の提案により、市と協議の上、最終決定する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策をとることとし、オンラインでの参加も可能となる運用とすること。

イ セミナー等開催周知広報物作成及び受付対応業務

(ア) チラシ作成

認定制度周知及びセミナー等開催周知を目的とした広報物を作成すること(デザイン・印刷含む)。

- a 仕様：A4判・両面4色刷り・マットコート紙110kg程度
- b 部数：1,000部
- c 備考：校正3回程度(必要に応じて変更の可能性あり)

(イ) 参加申込受付、管理

市が用意する受付フォームのほか、電話、メール、ファックス等、複数の受付窓口を設け、受付対応業務を行うこと。

また、問合せ窓口を設置し、参加希望者からの問合せに対応すること。

なお、申込情報は適正に管理し、情報は市と共有すること。

ウ 事業者への伴走型支援 5件程度

昨年度認定に至らなかった事業者や、セミナー等への参加者に対し、商品等のブラッシュアップ支援を行い、申請に向けたサポートを行うこと。

(2) 千葉市食のブランド「千」認定事務局の運営業務

認定申請の募集から審査、認定までの実務を行う。申請事業者、認定審査委員及び関係者との調整を市と連携し主体的に行う。

ア 商品又はサービス(以下「商品等」という。)の募集及び受付

(ア) ブランド認定制度の周知

(1)に記載するセミナー・ワークショップと併せ、ブランド認定制度説明会を開催し、参加者に対し制度周知及び申請促進を図ること。

(イ) 個別相談窓口の設置

電話、メール等の方法により申請に関する問合せ対応を行うこと。

(ウ) 認定申請受付

申請書の受付、申請内容の精査を行い、必要に応じ申請者への追加ヒアリングや申請書類の

不備修正等の指示を行うこと。

イ 認定審査委員会の設置及び運営

(ア) 認定審査委員会の設置

- a 千葉市食のブランド「千」認定要綱（以下、「要綱」という。）第8条第1項に規定する認定審査委員会を設置すること。
- b 委員構成は、千葉市食のブランド「千」認定審査要領（以下、「審査要領」という。）第3条各号に基づくこととし、市と協議の上、決定すること。

(イ) 認定審査委員会の運営

- a 認定審査委員会を招集し審査を行うこと。なお、会場は、市が確保することを想定しているが、応募者の提案により、市と協議の上、最終決定する。
- b 認定審査委員会は、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）第7条第3号の規程に基づき非公開とすること。
- c 事前に委員に対し審査対象商品の説明等を行い、円滑に審査が実施できるよう配慮すること。
- d 審査に際しては、審査要領第4条各号の規定に基づき実施すること。
- e 審査結果及び審査に係る一切の書類は、滞りなく市に開示すること。
- f 委員に対する報酬、交通費等の費用を支払うこと。

(ウ) 審査結果の整理

認定及び不認定の理由を整理し、市に報告すること。なお、当該理由は申請者に対する通知文書への記載を想定した文体とすること。

(エ) 認定関連印刷物の作成

- a ロゴシール
  - (a) 仕様 直径4cm程度、4色刷り、要耐水性（金・白の2パターン）
  - (b) 枚数 金：20,000枚、白：10,000枚
- b 認定証
  - (a) 仕様 A4判・両面4色刷り・マットコート紙110kg程度
  - (b) 枚数 100枚

ウ 認定品及び認定品を有する事業者（以下、「認定事業者」という。）に対する支援

(ア) 認定品発表会及び販売会に向けた商品のブラッシュアップ

審査委員会での意見等を基に、認定品のブラッシュアップ支援を行うこと。

(イ) 認定事業者向けセミナーの企画運営 1回以上

ブランドマネジメント講習会、認定事業者交流会等、本制度目的の理解を深める内容や、認定事業者同士が繋がり新たな事業への展開が図れるような内容を企画すること。

(3) 千葉市食のブランド「千」及び認定品の周知広報物の作成

千葉市食のブランド「千」及び認定品の効果的な広報、ブランドイメージ浸透のための広報物を作成する。ブランドイメージの確立に向け、ブランドの世界観を適切に伝える内容とすること。

なお、広報物は、次に記載の仕様又は同等品とし、デザイン及び印刷を含むものとするが、必要に応じて、市と相談の上、仕様等を変更することも可能とする。

また、広報物に使用する認定品の写真については、市が別途委託する「千葉市『食のブランド』プロモーション等業務」の受託事業者が撮影し、提供する。

ア ポスター

(ア) B1サイズ

a 仕様 B1・マットコート紙 110kg・4色刷り

b 部数 30部

(イ) B3サイズ

a 仕様 B3・マットコート紙 110kg・4色刷り

b 部数 200部

イ チラシ

(ア) 仕様 A4・マットコート紙 110kg・両面4色刷り

(イ) 部数 10,000部

ウ 認定品・サービスカタログ

(ア) 仕様 A4変形・マットコート紙 110kg・カラー

(イ) 部数 1,000部

エ デジタルカタログ

上記ウの認定品・サービスカタログ、令和2年度作成のカタログ及びコンセプトブックをデジタル化し、パソコン等の端末からアクセス及び閲覧ができる仕様とすること。

(4) 令和2年度認定事業者へのフォローアップ及び効果検証

要綱第16条第5号の規程に基づき、令和2年度認定事業者に対し、千葉市食のブランド「千」販売実績報告書の提出を求めるとともに、事業者へのヒアリング等を通じて効果検証を行い、市に報告すること。

(5) 次年度以降の事業展開プランの提案

「千葉市『食のブランド』戦略」にて策定したKPIの達成に向け、本事業の成果と課題を検証し、次年度の事業実施に向けた提案を行うこと。

(6) その他、本事業に関する一切の業務

## 7 千葉市「食のブランド」プロモーション等業務受託事業者との連携

千葉市「食のブランド化」推進事業の実施に当たっては、受託者が事業全体の管理、ブランドイメージの管理等ブランドマネジメントを実施するもとの、市が別途委託する「千葉市『食のブランド』プロモーション等業務」の受託事業者が、一般消費者向け認定品のプロモーション等を実施することとし、当該事業の実施に当たっては、両者が連携を密にとって進めること。

## 8 成果品等

委託期間終了までに、次のものを提出すること。

(1) 事業実績報告書 5部

Microsoft Word、Microsoft Excel、PowerPoint 等で作成し、CD-ROM（又はDVD-ROM）でも1枚納

品すること。

- (2) 本委託業務に係る制作物データ CD-ROM (又は DVD - ROM) 1 枚

## 9 想定スケジュール

令和3年7月	契約締結、事業方針・全体スケジュールの調整
8月以降	令和2年度認定事業者へのフォローアップ 対象者向けセミナー、ワークショップ及び説明会開催 認定申請募集、受付
10・11月	認定審査
11月	令和3年度認定品決定
11月以降	令和3年度認定品及び認定事業者への支援
2月	令和3年度認定品公表
3月	事業実績報告、次年度に向けた事業の振り返り

## 10 提案に当たっての留意事項

- (1) 千葉市「食のブランド」戦略に基づき、事業の目的及びK P I 達成のために、社会情勢も考慮した上で、効果的な事業の提案を行うこと。
- (2) 次年度以降の計画的な事業実施につなげるものとする。
- (3) 千葉市制100周年などのイベントや市が連携協定等を結ぶ事業者との関係性等を効果的に活用し事業を実施すること。
- (4) 受託者は「千葉市食のブランド」のブランドマネジメントを市と協働で行う立場として、市の指定する庁内外メンバーと連携して事業を遂行すること。
- (5) 本委託事業に係るすべての経費は、委託費に含むものとする。

## 11 業務の再委託

受託者は、業務の過半を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、契約締結前に市と協議し、市の承諾を得なければならない。

受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及其の結果に対するすべての責任を負うものとする。

## 12 その他

- (1) 受託者は、本業務委託実施に当たり、随時市と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務委託の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、前もって市及び受託者双方の協議の上、この指示に従わなければならない。
- (3) 成果品及び資料はすべて市に帰属し、受託者が公表することは認めない。
- (4) 受託者は、本業務委託の遂行に当たり知り得た、市、事業者等の情報と個人情報の取扱いについて

十分注意し、本業務委託終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

- (5) 受託者は、本業務委託の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、乙の責任においてその損害を賠償すること。
- (6) 本業務委託に関連して得た各種個人情報については、千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱い・管理を行うこと。またそれらの個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて受託者の責任において処理すること。
- (7) 受託者は、本仕様書、契約約款及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (8) 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること。